

参考

「木造計画・設計基準検討会」における検討状況について

1 これまでの経過と概要

- 平成22年7月29日の第1回検討会を皮切りに、これまでに5回開催。(個別の技術的な内容に関わる部分はWGで検討。)
- 今回の基準では、公共施設のうち主に事務所(庁舎)をイメージして作成。
- 拘束力はないものの地方公共団体にもこれをベースとして作成してもらうことを念頭に置き、現実的に建てやすい標準的な手法を選択。

2 基準の構成とポイント

- 国の建築物の営繕を行うにあたり木造施設の設計に関する技術的な事項等を「基準」として構成。その説明資料として、個別具体的な解説や標準的な手法等をまとめたものを「同資料」として構成。
- 「建築計画」で、木造の官庁施設の基本計画に当たっての必要な事項を示し、「構造設計」「建築部位の設計」「建築設備の設計」で基本設計、実施設計に当たって必要な事項を示している。

3 「木造計画・設計基準(仮称)及び同資料(案)」における木材の取扱

庁舎等の施設は、積載荷重等の使用目的の違いから、構造耐力上主要な部分にかかるものを一定の品質の確保を求めるとして規定。

- (1) 構造耐力上主要な部分(柱、梁等)に用いる製材、集成材等はJAS材を原則とすること

- 製材は原則JAS構造用製材を使用。
- JAS構造用製材以外を使用できる場合を具体的に、
 - ・住宅の四号建築物
 - ・平屋の四号建築物等に限定することを明示。

- 丸太及び丸太組構法に使用する部材については、一定の例外規定あり。

- (2) 構造計算(一部)等を原則とすること

- 住宅用途の建築物及び平屋建てを除き、許容応力度計算等を原則化。
- これに従い、構造耐力上主要な部分に用いる製材、集成材等は、含水率15%以下(一部の構法の場合は20%以下)に限定。(建築基準法施行令上の告示で従来から規定済み。)

4 その他

- 第6回(平成23年2月24日)に最終取りまとめ。
- パブコメは行わないとのこと。